

議案第1号

安曇野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

安曇野市固定資産評価審査委員会条例（平成17年安曇野市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第2号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中央公民館長の項、中央公民館分館長の項及び貞享義民記念館長の項を削る。

別表第2 専門委員の項の次に次のように加える。

その他の非常勤の特別職			6,700	3,500
-------------	--	--	-------	-------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 3 号

安曇野市自治基本条例の一部を改正する条例

安曇野市自治基本条例（平成29年安曇野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「又は文化」を「、宗教又は文化等」に改める。

第 8 条第 1 項中「議会の権能の範囲において政策立案、政策提言等を行うよう努める」を「法令で定める権限を行使する」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 19 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第4号

安曇野市印鑑条例の一部を改正する条例

安曇野市印鑑条例（平成17年安曇野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改め、同条第2項第2号を次のように改める。

（2）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に改め、「、」を削り、「及び」の次に「当該」を加え、同項第6号中「記録」を「記載が」に改め、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第12条第1項中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第15条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録」を「の記載が」に、「、氏名」を「氏名」に改め、「及び」の次に「当該」を加え、同項第4号中「記録」を「記載が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定、第6条第1項第3号の改正規定（「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加える部分に限る。）、第12条第1項の改正規定及び第15条第1項第1号の改正規定（「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加える部分に限る。）は、令和2年10月1日から施行する。

令和2年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第5号

安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例及び安曇野市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

(安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例(平成29年安曇野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

	市長が指定する中袋 (容量が30リットル相当のもの) 1袋につき	30円
--	-------------------------------------	-----

」を

「

	市長が指定する中袋 (容量が30リットル相当のもの) 1袋につき	30円
	市長が指定する大袋 (容量が50リットル相当のもの) 1袋につき	50円

」に

改める。

(安曇野市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の一部改正)

第2条 安曇野市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例(平成17年安曇野市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「種類は」の次に「、50円証紙」を加える。

第4条を次のように改める。

(売りさばき人の指定等)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者を、市長の指定する可燃袋を販売する者(以下「売りさばき人」という。)に指定できる。

(1) 証紙を売りさばくために必要な資力を有する者

(2) 業として継続して証紙を売りさばこうとする者

2 市長は、前項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちに告示しなければならない。

3 売りさばき人は、証紙を売りさばく場所として申請した場所（以下「売りさばき所」という。）に限って、証紙を売りさばくことができる。

4 売りさばき人は、市長が別に定めるところにより証紙を買い受けなければならない。
第6条ただし書中「よる証紙」を「より証紙」に、「及び」を「若しくは」に改める。

第7条第1項中「氏名若しくは名称又は住所」を「住所、名称若しくは氏名、代表者、売りさばき所又は連絡先」に改める。

第8条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第9条中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の安曇野市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の規定によりなされた売りさばき人の指定、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の安曇野市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（準備行為）

3 第1条の規定による改正後の安曇野市廃棄物の適正処理等及び生活環境の保全に関する条例及び第2条の規定による改正後の安曇野市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例の施行に必要な契約その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和2年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第6号

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年安曇野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条に次
の5号を加える。

(8) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年
政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育
給付認定子どもをいう。

(9) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以
上保育認定子どもをいう。

(10) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子
どもをいう。

(11) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合
算額をいう。

(12) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な環境」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の
軽減について適切に配慮された環境」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2
項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項
中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定
子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の」を
「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改
める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条
第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・
保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認
定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲
げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第

2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。)」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超える場合は、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超える場合は、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超える場合は、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を「(次に掲げるものを除く。)に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者で

ある者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条から第19条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）並びに第25条から第27条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」の次に「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」を加える。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「保育には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「この章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項

第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。) 」とあるのは「除く。) 」を「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその)」を「(事業所内保育事業を除く。) の)」に、「) の数を」を「) の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「をいう。) にあつてはその利用定員の数を6人」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。) にあつては6人」に、「附則第6項」を「附則第4項」に、「同じ。) にあつてはその利用定員の数を」を「同じ。) にあつては」に、「にあつてはその利用定員の数を1人」を「にあつては1人」に改める。

第38条第1項中「利用者の負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども(」を「満3歳未満保育認定子ども(」に、「支給認定子どもにあつては」を「満3歳未満保育認定子どもにあつては」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第3項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規

定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教

育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号の規定により市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超える場合は、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超える場合は、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超える場合は、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。））」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。））」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「特定地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、

「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用」を「特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。」に改め、「適用」の次に「この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とを加える。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用」を「特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。」に改め、「適用」の次に「この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法

第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とを加える。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第7号

安曇野市営住宅条例及び安曇野市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
(安曇野市営住宅条例の一部改正)

第1条 安曇野市営住宅条例(平成17年安曇野市条例第199号)の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第44条の2」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(極度額)

第12条の2 前条第1項第1号の連帯保証人が責任を負うべき極度額は、家賃に係る保証にあっては入居時における家賃の3月分に相当する額とし、原状回復に係る保証にあっては10万円とする。

第17条に次の1項を加える。

2 市長は、市営住宅の全部又は一部が滅失その他の事由により利用することができなくなった場合において、それが入居者又は同居者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その利用をすることができなくなった部分の割合に応じて家賃の減免をすることができる。

第44条第2項第1号中「又は同居者」を削り、同項第2号中「又は同居者が自ら」を「が」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第12条第1項第1号の連帯保証人が、駐車場使用料まで含めて保証すること。

第3章中第44条の次に次の1条を加える。

(駐車場を利用する場合の連帯保証人の極度額)

第44条の2 第12条の2の規定にかかわらず、市営住宅及び駐車場を共に利用する場合の連帯保証人が責任を負うべき極度額は、家賃及び駐車場使用料に係る保証にあっては入居時における家賃及び駐車場使用料を合算した額の3月分に相当する額とし、原状回復に係る保証にあっては10万円とする。

(安曇野市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 安曇野市特定公共賃貸住宅条例(平成17年安曇野市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第12条の3を第12条の4とし、第12条の2を第12条の3とし、第12条の次に次の1条を加える。

(極度額)

第12条の2 前条第1項第1号の連帯保証人が責任を負うべき極度額は、家賃に係る保証にあっては入居時における家賃の3月分に相当する額とし、原状回復に係る保証にあっては10万円とする。

第14条の2に次の1項を加える。

2 市長は、特定公共賃貸住宅の全部又は一部が滅失その他の事由により利用することができなくなった場合において、それが入居者又は同居者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その利用をすることができなくなった部分の割合に応じて家賃の減免をすることができる。

第32条第2項第1号中「又は同居者」を削り、同項第2号中「又は同居者が自ら」を「が」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第12条第1項第1号の連帯保証人が、駐車場使用料まで含めて保証すること。
第32条の次に次の1条を加える。

(駐車場を利用する場合の連帯保証人の極度額)

第32条の2 第12条の2の規定にかかわらず、特定公共賃貸住宅及び駐車場を共に利用する場合の連帯保証人が責任を負うべき極度額は、家賃及び駐車場使用料に係る保証にあつては入居時における家賃及び駐車場使用料を合算した額の3月分に相当する額とし、原状回復に係る保証にあつては10万円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に締結した保証契約に係る保証債務については、なお従前の例による。ただし、第1条の規定による改正後の安曇野市営住宅条例第12条の2若しくは第44条の2又は第2条の規定による改正後の安曇野市特定公共賃貸住宅条例第12条の2若しくは第32条の2の規定の適用を希望する連帯保証人は、市長に対して、新たな保証契約として契約を締結する旨を申し出ることができる。

令和2年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第8号

安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「指定博物館を除く」を「安曇野市豊科郷土博物館に限る」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 豊科郷土博物館長の項を削る。

令和2年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第9号

飯沼飛行士記念館条例の一部を改正する条例

飯沼飛行士記念館条例（平成18年安曇野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「3888番地2」を「3888番地6」に改める。

第7条第1項第3号中「1月4日」を「2月末日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月19日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘